

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

山梨県	
市区町村数	27

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)										
						担当課(室)名	所属	事務所掌	府内の連絡会議	の有無	の有無	問3-1 有	問3-1 無	問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-1 有	問4-1 無	
		12	17	22	24															
19 201	甲府市	人権男女参画課	1	2	1	1	甲府市男女共同参画推進条例	2003年3月26日	2003年4月1日			第4次こうふ男女共同参画プラン～あなたも、私も、だれもが自分らしく生きるまち～	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1			
19 202	富士吉田市	市民協働推進課	1	2	1	1	男女共同参画推進条例	2003年3月24日	2003年4月1日			第3次ふじよしだ男女共同参画プラン	2023年4月1日	～	2032年3月31日	1	1			
19 204	都留市	地域環境課	1	2	1	1	都留市男女共同参画基本条例	2000年3月24日	2000年3月24日			第3次都留市男女共同参画推進計画	2016年4月	～	2027年3月	1	1			
19 205	山梨市	地域資源開発課	1	2	1	1	山梨市男女共同参画社会推進条例	2005年4月25日	2005年4月25日			第4次山梨市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1			
19 206	大月市	秘書広報課	1	2	1	1	大月市男女共同参画社会推進条例	2005年3月28日	2005年3月28日			第3次大月市男女共同参画プラン	2024年4月1日	～	2034年3月31日	1	1			
19 207	韮崎市	財務政策課	1	2	2	1	韮崎市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年4月1日			第3次韮崎市男女共同参画推進計画「すべての人が自分らしく暮らせるまちにらさき」	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1			
19 208	南アルプス市	市民活動支援課	1	2	1	1	南アルプス市男女共同参画推進条例	2006年12月25日	2007年2月1日			第3次南アルプス市男女共同参画基本計画南アルプスハーモニープラン	2025年4月1日	～	2035年3月31日	1	2			
19 209	北杜市	市民サービス課	1	2	1	1	北杜市男女共同参画推進条例	2006年3月14日	2006年4月1日			第2次北杜市男女共同参画推進プラン(ほくとほほえみ夢プラン)	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1			
19 210	甲斐市	市民協働推進課	1	2	1	1	甲斐市男女共同参画推進条例	2010年3月10日	2010年4月1日			第4次甲斐ヒューマンプラン	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1			
19 211	笛吹市	市民活動支援課	1	2	1	1	笛吹市男女共同参画推進条例	2011年9月28日	2011年9月28日			第4次笛吹市男女共同参画プラン「輝け男女笛吹プラン」	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1			
19 212	上野原市	総務課	1	2	2	1	上野原市男女共同参画推進条例	2015年3月30日	2015年4月1日			第3次上野原スマイルプラン	2025年4月	～	2035年3月	1	1			
19 213	甲州市	市民課	1	2	1	1	甲州市男女共同参画推進条例	2016年3月18日	2016年4月1日			第3次甲州市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1			
19 214	中央市	企画課	1	2	1	2	中央市男女共同参画推進条例	2017年12月19日	2018年4月1日			拓け中央輝きプラン	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1			
19 346	市川三郷町	政策推進課	1	2	2	1	市川三郷町男女共同参画推進条例	2007年9月14日	2007年9月14日			第4次市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔いちかわみさと～	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1			
19 364	早川町	まちづくり政策課	1	2	2	2	早川町男女共同参画社会推進条例	2004年6月14日	2004年6月14日			はやかわ男女いきいきプラン	2019年4月1日	～	2029年3月31日	1	1			
19 365	身延町	企画政策課	1	2	2	1	身延町男女共同参画推進条例	2006年9月21日	2006年9月21日			第2次みのぶヒューマンプラン	2019年4月1日	～	2029年3月31日	1	1			
19 445	南部町	総務課	1	2	2	1	南部町男女共同参画推進条例	2005年3月25日	2005年3月25日			第3次南部町ヒューマンプラン	2018年10月	～	2028年9月	1	1			
19 368	富士川町	政策秘書課	1	2	2	1	富士川町男女共同参画推進条例	2014年6月19日	2014年7月1日			第二次富士川町男女共同参画基本計画「すべての人が輝くふじかわ推進プラン」	2021年4月	～	2026年3月	1	1			
19 384	昭和町	企画財政課	1	2	2	2	昭和町男女共同参画推進条例	2011年9月26日	2011年10月1日			「共に生き活き輝け昭和」第3次昭和町男女共同参画基本計画	2023年4月	～	2033年3月	1	1			
19 422	道志村	総務課	1	2	2	2					4								2	
19 423	西桂町	総務課	1	2	2	2					4	西桂町第3次男女共同参画計画	2023年4月	～	2032年3月	1	1			

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			の連絡会議	の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)		問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係		
19 424	忍野村	総務課	1	2	1	1	1	忍野男女共同参画推進条例	2008年3月17日	2008年4月1日		第3次忍野ハーモニープラン	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
19 425	山中湖村	総務課	1	2	2	2	2	山中湖村男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次山中湖いきいきプラン	2014年4月1日	～	2018年3月31日	2	1
19 429	鳴沢村	総務課	1	2	2	2					4	鳴沢村長期総合計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	2	2
19 430	富士河口湖町	政策企画課	1	2	2	2	2	富士河口湖町男女共同参画推進条例	2011年3月7日	2011年4月1日		富士河口湖町男女共同参画計画「第2次ふじサンサンプラン」	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
19 442	小菅村	小菅村教育委員会	2	2	2	2					4						2
19 443	丹波山村	教育委員会事務局	2	2	2	2					2						2

<選択肢回答>

所属
1 首長部局
2 教育委員会

府内連絡会議
1 有
2 無

事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

諮詢機関
1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指し検討中

2 2026年度以降の制定を目指し検討中

3 その他

4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体

2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

1 単独計画として策定

2 総合計画の一部として策定

現在の状況

1 策定予定有

2 策定予定無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

山梨県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態							問6-5 管理・運営主体						
		問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設形態			問6-5 管理・運営主体									
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所		電話番号	FAX番号	ホームページ				施設管理	事業運営	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他													
		1								0	1	1	0	0	1	0	0	0	0			
19	201	甲府市	甲府市男女共同参画センター	400-0858	山梨県甲府市相生2-17-1		055-237-5209	055-222-2062	https://www.city.kofu.yamanashi.jp/nadeshiko-plus/activewoman/shienjigyo.html#shisetsu		○	○			○							
19	202	富士吉田市																				
19	204	都留市																				
19	205	山梨市																				
19	206	大月市																				
19	207	韮崎市																				
19	208	南アルプス市																				
19	209	北杜市																				
19	210	甲斐市																				
19	211	笛吹市																				
19	212	上野原市																				
19	213	甲州市																				
19	214	中央市																				
19	346	市川三郷町																				
19	364	早川町																				
19	365	身延町																				
19	445	南部町																				
19	368	富士川町																				
19	384	昭和町																				
19	422	道志村																				
19	423	西桂町																				
19	424	忍野村																				
19	425	山中湖村																				
19	429	鳴沢村																				
19	430	富士河口湖町																				
19	442	小菅村																				
19	443	丹波山村																				

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

山梨県

都道府県コード	市町村名	市町区名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
					設置根拠条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理
19	201	甲府市	甲府市男女共同参画センター	2003年4月1日		甲府市事務分掌規則	○	6	3	7,827	○ ○ ○ ○	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画推進事業等
19	202	富士吉田市																	
19	204	都留市																	
19	205	山梨市					○												
19	206	大月市																	
19	207	韮崎市					○												
19	208	南アルプス市					○												
19	209	北杜市																	
19	210	甲斐市																	
19	211	笛吹市					○												
19	212	上野原市																	
19	213	甲州市					○												
19	214	中央市																	
19	346	市川三郷町																	
19	364	早川町																	
19	365	身延町																	
19	445	南部町																	
19	368	富士川町																	
19	384	昭和町					○												
19	422	道志村																	
19	423	西桂町																	
19	424	忍野村																	
19	425	山中湖村																	
19	429	鳴沢村																	
19	430	富士河口湖町					○												
19	442	小菅村																	
19	443	丹波山村																	

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

山梨県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)															
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態																
			6			13	0	0.0	12	0	0.0	14	0	0.0	9	1	11.1	2,110	82	3.9	
19	201	甲府市	2013年6月20日	甲府市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	2	0	0.0						510	32	6.3	
19	202	富士吉田市					1	0	0.0	1	0	0.0						33	1	3.0	
19	204	都留市	2001年3月4日	男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	0	0							88	4	4.5	
19	205	山梨市					1	0	0.0	1	0	0.0						88	2	2.3	
19	206	大月市					1	0	0.0	0	0						170	6	3.5		
19	207	韮崎市					1	0	0.0	1	0	0.0						98	3	3.1	
19	208	南アルプス市	2006年12月25日	南アルプス市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						86	1	1.2	
19	209	北杜市	2011年11月1日	北杜市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						122	3	2.5	
19	210	甲斐市					1	0	0.0	1	0	0.0						135	5	3.7	
19	211	笛吹市	2015年3月15日	笛吹市男女共同参画都市宣言		4	1	0	0.0	1	0	0.0						132	4	3.0	
19	212	上野原市					1	0	0.0	1	0	0.0						111	3	2.7	
19	213	甲州市	2019年6月21日	甲州市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						100	4	4.0	
19	214	中央市					1	0	0.0	1	0	0.0						60	4	6.7	
19	346	市川三郷町											1	0	0.0	0	0	53	0	0.0	
19	364	早川町											1	0	0.0	1	0	29	2	6.9	
19	365	身延町											1	0	0.0	1	0	0.0	127	4	3.1
19	445	南部町											1	0	0.0	0	0	28	1	3.6	
19	368	富士川町											1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
19	384	昭和町											1	0	0.0	1	0	0.0			
19	422	道志村											1	0	0.0	0	0	28	0	0.0	
19	423	西桂町											1	0	0.0	0	0	5	0	0.0	
19	424	忍野村											1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
19	425	山中湖村											1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
19	429	鳴沢村											1	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0
19	430	富士河口湖町											1	0	0.0	1	1	100.0	67	3	4.5
19	442	小菅村											1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
19	443	丹波山村											1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

山梨県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード					
		問8-1			問8-2					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																					
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他				
					581	458	8,464	2,244	26.5	536	435	8,021	2,071	25.8	157	71	911	97	10.6	631	94	14.9	611	82	13.4								
	小計				581	458	8,464	2,244	26.5	525	424	7,784	1,986	25.5	156	71	908	97	10.7														
19	201 甲府市	40.0	2028年3月		47	41	681	176	25.8	47	41	681	176	25.8	6	4	36	7	19.4	40	4	10.0	41	4	9.8	2	2025年8月15日	2	2025年8月15日	1	1		
19	202 富士吉田市				0	0	0	0		15	14	177	43	24.3	6	2	37	4	10.8	22	3	13.6	23	3	13.0	1				1	1		
19	204 都留市	40.0	2027年3月		41	35	554	139	25.1	42	36	563	142	25.2	5	2	26	2	7.7	20	4	20.0	21	4	19.0	1				1	1		
19	205 山梨市	30.0	2027年3月		29	29	420	113	26.9	26	23	357	90	25.2	6	3	37	4	10.8	44	6	13.6	45	6	13.3	1				1	1		
19	206 大月市	25.0	2034年3月		13	10	314	62	19.7	13	10	314	62	19.7	5	2	29	3	10.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1	1		
19	207 藤崎市	40.0	2028年3月		26	23	571	175	30.6	26	23	571	175	30.6	6	3	35	3	8.6	25	7	28.0	26	7	26.9	1				1	1		
19	208 南アルプス市	45.0	2035年3月		58	47	904	259	28.7	44	36	621	147	23.7	6	3	37	3	8.1	30	4	13.3	31	4	12.9	1				1	1		
19	209 北杜市			2026年3月まで33.2%	27	24	568	175	30.8	27	24	568	175	30.8	6	4	66	7	10.6	33	3	9.1	34	3	8.8	1				1	1		
19	210 甲斐市	30.0	2026年3月		58	48	1,056	274	25.9	45	34	778	196	25.2	6	3	37	4	10.8	25	6	24.0	26	6	23.1	1				1	1		
19	211 笛吹市	30.0	2025年3月		57	38	642	186	29.0	42	30	559	167	29.9	6	4	38	7	18.4	26	3	11.5	27	3	11.1	1				1	1		
19	212 上野原市	40.0	2035年-月		22	15	372	73	19.6	22	15	372	73	19.6	5	1	41	1	2.4	29	3	10.3	30	3	10.0	1				1	1		
19	213 甲州市	50.0	2032年3月		26	25	359	99	27.6	26	25	336	102	30.4	6	3	55	4	7.3	29	3	10.3	30	3	10.0	1				1	1		
19	214 中央市	30.0	2026年3月		46	39	528	153	29.0	22	19	227	52	22.9	6	4	31	6	19.4	19	3	15.8	20	3	15.0	1				1	1		
19	346 市川三郷町	34.0	2025年3月		36	26	484	102	21.1	29	22	392	87	22.2	5	2	38	3	7.9	20	2	10.0	21	2	9.5	1				1	1		
19	364 早川町				0	0	0	0		2	1	17	1	5.9	6	2	24	3	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1	1		
19	365 身延町	30.0	2027年3月		15	11	158	27	17.1	15	10	149	26	17.4	6	3	31	3	9.7	24	9	37.5	0	0	0.0	1				1	1		
19	445 南部町				0	0	0	0		10	8	124	18	14.5	6	4	30	4	13.3	26	1	3.8	27	1	3.7	1				1	1		
19	368 富士川町	30.0	2026年3月		28	23	353	116	32.9	10	9	174	69	39.7	6	3	30	3	10.0	19	3	15.8	0	0	0.0	1				1	1		
19	384 昭和町	32.0	2033年3月		13	4	56	9	16.1	12	9	170	37	21.8	6	2	29	3	10.3	32	6	18.8	33	6	18.2	1				1	1		
19	422 道志村				0	0	0	0		5	5	52	12	23.1	5	2	24	2	8.3	14	2	14.3	15	2	13.3	1				1	1		
19	423 西桂町				5	0	0	0		5	4	67	12	17.9	6	2	27	3	11.1	31	2	6.5	32	2	6.3	1				1	1		
19	424 忍野村	30.0	2026年3月		8	6	110	24	21.8	8	6	110	24	21.8	6	4	35	6	17.1	15	0	0.0	16	0	0.0	1				1	1		
19	425 山中湖村				5	2	68	4	5.9	4	2	56	5	8.9	6	1	25	1	4.0	21	4	19.0	22	4	18.2	1				1	1		
19	429 喜沢村				0	0	0	0																									

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

山梨県

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲) 市町村防災会議(委員のみ)				
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)			
	甲府市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	富士吉田市								1	1	35	21	60.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	都留市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	山梨市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	大月市								3	3	50	16	32.0	1	0	3	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	韮崎市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	南アルプス市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	北杜市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	甲斐市								2	2	30	6	20.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	笛吹市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	上野原市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	甲州市								2	2	48	25	52.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	中央市								1	1	20	5	25.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	市川三郷町								2	2	54	12	22.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	早川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	身延町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	南部町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	富士川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	昭和町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	道志村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	西桂町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	忍野村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	山中湖村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	鳴沢村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	富士河口湖町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	小菅村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
	丹波山村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

山梨県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5											
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち		うち		うち		うち		うち		うち		うち		うち		うち		うち		うち			
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	防災部局危機員管理	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他								
19 933	170	18.2	747	123	16.5	123	11	8.9	102	9	8.8	84	6	7.1	45	4	8.9	726	153	21.1	600	110	18.3	620	224	36.1	483	156	32.3	1,479	507	34.3	1,188	364	30.6			138	13	9.4	27	0	0.0						
19 201	甲府市	186	20	10.8	121	10	8.3	22	0	0.0	17	0	0.0	70	5	7.1	32	3	9.4	94	15	16.0	72	7	9.7	211	56	26.5	136	26	19.1	269	94	34.9	177	34	19.2	1		20	3	15.0	5	0	0.0	1			
19 202	富士吉田市	74	15	20.3	64	8	12.5	14	2	14.3	12	1	8.3	12	1	8.3	48	12	25.0	40	6	15.0	82	41	50.0	82	41	50.0	159	88	55.3	132	73	55.3	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1						
19 204	都留市	30	7	23.3	26	6	23.1	7	2	28.6	5	1	20.0	0	0	0	0	0	0.0	23	5	21.7	21	5	23.8	28	10	35.7	26	10	38.5	63	14	22.2	58	14	24.1	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1			
19 205	山梨市	28	2	7.1	26	2	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	28	2	7.1	26	2	7.7	34	13	38.2	23	5	21.7	46	13	28.3	34	10	29.4	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1			
19 206	大月市	23	1	4.3	19	1	5.3	5	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	18	1	5.6	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	62	13	21.0	49	13	26.5	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1			
19 207	韮崎市	23	1	4.3	16	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	23	1	4.3	16	0	0.0	16	11	68.8	7	2	28.6	39	16	41.0	29	10	34.5	1		4	0	0.0	0	0	0.0	1			
19 208	南アルプス市	74	19	25.7	50	8	16.0	12	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	62	19	30.6	41	8	19.5	56	20	35.7	44	14	31.8	55	18	32.7	28	3	10.7	1		7	0	0.0	1	0	0.0	1			
19 209	北杜市	124	32	25.8	98	23	23.5	30	2	6.7	26	2	7.7	0	0	0	0	0	0.0	94	30	31.9	72	21	29.2	12	3	25.0	12	3	25.0	95	36	37.9	77	29	37.7	66	22	33.3	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1
19 210	甲斐市	58	17	29.3	48	11	22.9	13	2	15.4	12	2	16.7	0	0	0	0	0	0.0	45	15	33.3	36	9	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	77	29	37.7	66	22	33.3	1		9	1	11.1	2	0	0.0	1			
19 211	笛吹市	60	10	16.7	41	9	22.0	12	2	16.7	10	2	20.0	1	0	0	0	0	0.0	47	8	17.0	31	7	22.6	39	9	23.1	32	6	18.8	94	30	31.9	51	21	41.2	1		8	1	12.5	4	0	0.0	1			
19 212	上野原市	20	3	15.0	16	3	18.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	20	3	15.0	16	3	18.8	2	0	0.0	0	0	0.0	56	10	17.9	39	5	12.8	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1			
19 213	甲州市	21	4	19.0	18	4	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	21	4	19.0	18	4	22.2	48	20	41.7	38	15	39.5	66	28	42.4	52	22	42.3	1		6	1	16.7	0	0	0.0	1			
19 214	中央市	27	10	37.0	27	10	37.0	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0	0	0	0	0.0	21	9	42.9	21	9	42.9	6	5	83.3	1	0	0.0	48	11	22.9	48	11	22.9	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1			
19 346	市川三郷町	20	2	10.0	20	2	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	20	2	10.0	20	2	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	51	17	33.3	51	17	33.3	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1			
19 364	早川町	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	7	1	14.3	10	3	30.0	9	2	22.2	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1						
19 365	身延町	20	2	10.0	17	2																																											

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

山梨県

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
都 道 府 県 コ ニ ド 市 区 村 町 村 名	市 区 区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で、を選択した場合、取得することの可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で、を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)											
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上も認めている。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運 用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短 くないが、運 用上認めている。 2. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長 い。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例					配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
		7	1の合計	25	0	16		0						17	16	16	16	17	12		
		8	2の合計	0	15	9		25						3	4	4	4	7	0		
		1	3の合計	0	2			0						0	0	0	0	0	0		
		11	4の合計	2	8									7	7	7	7	3	0		
19201	甲府市	1	甲府市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、婚姻等により戸籍を改めた後も旧姓の使用を希望するときは、任命権者の承認を受けなければならない。	甲府市議会	1	3	1	甲府市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1
19202	富士吉田市	2		富士吉田市議会	1	2	1	富士吉田市議会会議規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。		2						1	1	1	1	1	1
19204	都留市	1	都留市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第一条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	都留市議会	1	2	1	都留市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1
19205	山梨市	1	山梨市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	山梨市議会	1	4	2							2	2	2	2	2	2		
19206	大月市	2		大月市議会	1	2	1	大月市議会会議規則第2条第2項 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1
19207	韮崎市	1	韮崎市職員規程 (旧姓の使用) 第2条 第2項 職員は、車両職員の間で使用している文書等で法令、条例その他の規程に反するおそれがないかつ、業務の遂行又は事務を処理するうえで誤解又は混乱を招くおそれないものと認めるものにおいて、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によつて戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することができる。 2 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認(中止)申請書(第4号様式)を所属長若しくは人事主管課長に提出しなければならない。この場合において、旧姓を使用している職員が、当該旧姓の使用を中止しようとするときについても、同様とする。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民、他の職員等に誤解又は混乱を生じさせないよう努めなければならぬ。	韮崎市議会	1	2	1	韮崎市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産(配偶者の出産を含む。第82条第2項において同じ。)のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1
19208	南アルプス市	1	南アルプス市職員の旧姓使用に関する規定 (旧姓使用) 第2条 職員は、法令等の規定に反するおそれがないかつ、職務遂行上又は事務処理上支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	南アルプス市議会	1	4	2							4	4	4	4	2			
19209	北杜市	2		北杜市議会	1	2	1	北杜市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1
19210	甲斐市	2		甲斐市議会	1	4	2							4	4	4	4	4			
19211	笛吹市	1	笛吹市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、一般職の職員(以下「職員」という。)が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るために、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、氏を改める前の氏(戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものという。以下「旧姓」という。)を職場において使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。	笛吹市議会	1	2	1	笛吹市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2					1	1	1	1	1	1	
19212	上野原市	1	上野原市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るために、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、氏を改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に關して必要な事項を定めるものとする。	上野原市議会	1	4	2							2	2	2	2	2			

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都 市	市	市	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7
道 府	市	市	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することができる有給休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-2で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、取扱った場合、出産に係る産前産後期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定なく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)
県	市	市	区	区	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他
コ	市	市	区	区	19 213 甲州市	4	甲州市議会	1 2 1	甲州市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
コ	市	市	区	区	19 214 中央市	3	中央市議会	1 2 1	中央市議会会議規則 第2条 第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 第2項 委員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
コ	市	市	区	区	19 346 市川三郷町	4	市川三郷町議会	1 4 2	早川町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定に関わらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その時期を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4 4 4 4 2
コ	市	市	区	区	19 364 早川町	4	早川町議会	1 2 1	早川町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定に関わらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その時期を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1
コ	市	市	区	区	19 365 身延町	2	身延町議会	1 2 1	身延町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
コ	市	市	区	区	19 366 南部町	4	南部町議会	1 4 2	富士川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4 4 4 4 2
コ	市	市	区	区	19 368 富士川町	4	富士川町議会	1 2 1	富士川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
コ	市	市	区	区	19 384 昭和町	2	昭和町議会	1 2 1	昭和町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
コ	市	市	区	区	19 422 道志村	4	道志村議会	1 4 2		2		4 4 4 4 1
コ	市	市	区	区	19 423 西桂町	4	西桂町議会	1 4 2		2		1 2 2 2 2 1
コ	市	市	区	区	19 424 忍野村	2	忍野村議会	1 2 1	忍野村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
コ	市	市	区	区	19 425 山中湖村	4	山中湖村議会	1 3 2	鳴沢村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4 4 4 4 4
コ	市	市	区	区	19 429 鳴沢村	4	鳴沢村議会	1 2 1		2		1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査									
都 市	市								
道 府	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。							
府 町	区		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定なく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)
県 村	町	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定なく、運用上も認めていない。 4.明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことない。							
コ コ	村	議 会 名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定なく、運用上も認めていない。 4.明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例		
	名								
ド ド									
19430	富士河口湖町	2							
	富士河口湖町議会								
19442	小菅村	4							
	小菅村議会								
19443	丹波山村	4							
	丹波山村議会								

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

山梨県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

都道府県	市区町村	市・区・町・村・議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			研修の実施状況
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15		
滋賀県	守山市	議員を利用することができる場所に設置する取組みは、次のうちどれか。	議員におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議員におけるハラスメント防止で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する議論等が議論に設置または提供されているか。	議員におけるハラスメント防止に関する議論等が議論に設置または提供されているか。	ハラスメント防止に関する議論等が議論に設置または提供されているか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありませんか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	当該研修で、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありませんか。	政治分野の男女共同参画のため、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	当該研修において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	当該部分の規定を記入してください。	内閣府に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマとした研修の実施状況	
福井県	越前市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育室が必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 位置づけられた担当者がいる。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	内閣府に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマとした研修の実施状況										
兵庫県	西脇市	0 0 0 27	1 3 1 22	5 8 14	3 1 2		10 4 13	5 5 4	5 7 15	2 2 0	23 2 23	2	2	2	2	2	753 150 19.9% 1	
19201	甲府市	4 4 3					1	1	3	1		2					27 0 0.0	
19202	富士吉田市	4 4 2					1	2	3	4		2					16 1 6.3	
19204	都留市	4 4 1	1 1 2		都留市議会ハラスメント防止条例		1	1	3	4		2					28 6 21.4	
19205	山梨市	4 4 1		3	ハラスメント防止に関するリーフレットを配布している。		2	3	3	2		2					35 3 8.6	
19206	大月市	4 4 3					3		3	4		2					28 0 0.0	
19207	韮崎市	4 3 3					3		3	4		2					22 2 9.1	
19208	南アルプス市	4 4 1	1 1		南アルプス市議会議員政治倫理条例		1	3	1	4		2					18 0 0.0	
19209	北杜市	4 4 3					3		3	4		2					19 1 5.3	
19210	甲斐市	4 4 2					2	2	2	4		2					21 2 9.5	
19211	笛吹市	4 2 1	1 1		笛吹市議会議員政治倫理規程		1	1	1	4		2					17 2 11.8	
19212	上野原市	4 4 3					3		3	4		2					17 3 17.6	
19213	甲州市	4 4 3					1	3	3	4		2					23 4 17.4	
19214	中央市	4 4 2					1	1	1	4		2					281 105 37.4	
19246	市川三郷町	4 1 2					3		2	4		2					21 2 9.5 ○	
19264	早川町	4 2 3					3		1	4		3					11 1 9.1	
19265	身延町	4 4 3					3		1	2		2					24 1 4.2	
19368	南部町	4 4 3					3		3	4		2					11 0 0.0	
19369	宮士川町	4 2 3					3		3	4		2					18 3 16.7	
19384	昭和町	4 4 2					1	2	2	1		2					2 0 0.0	
19422	道志村	4 4 3					3		3	4		1		道志村地域防災計画		15 2 13.3		
19423	西桂町	4 4 3					3		3	4		2					10 0 0.0	
19424	忍野村	4 4 3					3		3	4		1		道志村地域防災計画		20 4 20.0		
19425	山中湖村	4 4 3					3		3	4		2					15 2 13.3	
19426	鳴沢村	4 4 2					1	1	2	4		2					12 2 16.7	
19430	富士河口湖町	4 4 2					2	2	2	4		2					27 3 11.1	
19442	小菅村	4 4 2					2	2	2	4		3					10 1 10.0	
19443	丹波山村	4 4 1		3			1	3	2	4		2					5 0 0.0	